

令和3年度 第4回 近畿中部防衛局入札監視委員会審議概要

近畿中部防衛局

開催日及び場所	令和4年2月18日～令和4年3月28日 書類回議
委員	小原 正敏 (弁護士) 北岡 慎太郎 (公認会計士) 滝 明良 (元公正取引委員会職員) 奥 和義 (大学教授) 山本 貴士 (大学院教授)

I 地方防衛局等が発注する建設工事等に関する審議

審議対象期間	令和3年1月1日～令和3年12月31日 (近畿中部防衛局は、令和3年10月1日～令和3年12月31日)
審議対象件数	近畿中部防衛局管内の航空自衛隊 66件 近畿中部防衛局 22件

1. 入札状況について（入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について）

抽出件数	9件	(審議概要)
建設工事	一般競争	入札等の状況について
	一般競争(政府調達協定対象外)	
	公募型指名競争	
	企画競争	
	随意契約	
建設コンサルタント業務等	2件	
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	意見・質問	回答
	<p>【抽出案件】 【第1輸送航空隊】 ○一般競争(政府調達協定対象外) 【庁舎空調機更新工事】</p> <p>特殊な工事とは思われないが、1者応札となった理由として考えられることはあるか。</p> <p>落札者以外に、入札に参加しそうな業者(過去、落札した業者等)はないのか。</p> <p>高落札率になった理由は何か。</p>	<p>当方の積算時は落札者以外にも市場価格調査に複数者の協力があつたが、入札時には他の工事を受注し、技術者等を配置できなくなった等の理由で不参加となり結果的に1者応札になったものと考えている。</p> <p>過去5年笠取山分屯基地において空調機関連の工事は行われておらず、参加見込みのある業者は不明である。</p> <p>当方の積算は「公共建築工事共通費積算基準」等に基づき行っており、当該基準等は、国土交通省のホームページで広く公表されているため、当方の積算に近い価格で応札でき、結果的に高落札率になったのではないかと史料する。</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>機械設備工事の直接工事費の内訳はどのような項目を積み上げて算出したのか。</p> <p>一般的に市場価格調査に協力した業者以外の入札参加は少ないのか。</p> <p>【第2補給処】 ○一般競争（政府調達協定対象外） 【トイレ等補修工事】</p> <p>再入札になったのは、応札者の入札額が予定価格を越えていたからか。</p> <p>再入札時に1者が辞退した理由は何か。</p> <p>特殊な工事ではないようだが、なぜ2者しか応札がなかったのか。</p> <p>予定価格は公共建築工事標準単価積算基準等により算出されているとのことだが、これら（公共建築工事標準単価積算基準等）の情報があれば、落札業者は高落札率にて落札が可能であるのか。</p> <p>予定価格の積算要素には公表されているものも多いと思うが、当初の入札価格が予定価格に比して高いのには、どのような理由が考えられるか。</p> <p>【第6航空団】 ○一般競争（政府調達協定対象外） 【公務員宿舎換気扇更新工事】</p> <p>本件は、予定価格の半額以下で落札されているが、落札者の入札額は、他の入札者の入札額に比しても低額である。落札者の入札額は、予定価格の内どの項目が低額であったのか。その価格で仕様書に従った施工に問題はないのか。</p>	<p>前述の基準等に基づき、「共通工事」として配管工事、保温工事、配管付属品及び機器搬入費を、「空気調和設備工事」として空気調和機代、ダクト設備費を、「改修工事」として機器搬出、はつり工事、撤去工事費を各々積算している。</p> <p>一般的な内容の工事であれば、市場価格調査を実施した業者以外でも入札公告を見て参加してくる業者は複数いる。</p> <p>貴意のとおりである。</p> <p>再入札時に1者が辞退したのは、企業側の経営判断によるものと思料する。</p> <p>本件工事の施工期間が年度末2ヶ月の繁忙期であったため、結果的に2者の参入に留まったものと思料する。</p> <p>公共建築工事標準単価積算基準等は広く公表されているため、見積の精度を向上させ、当方の積算額に近づけることは可能であり、結果的に高落札になる場合はあると考える。</p> <p>昨今の金属類や燃料価格の高騰を受け、製品価格も上昇していることなどが、入札価格に反映されたのではないかと思料する。</p> <p>落札者の内訳明細書を確認したところ、当方の積算と比較して、換気扇本体の金額及び諸経費が安価であった。 施工上は仕様書どおり実施されており、特に問題はなかったところである。</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>低落札になった理由は何か。</p> <p>入札公告において、低入札価格調査の記載があるが、この案件（落札率、41.9%）は低入札価格調査を実施したのか。</p> <p>入札公告の記載は、低入札価格調査の条件を満たしていない場合を含め、形式的に記載されているものなのか。</p> <p>機械設備工事の空気調和設備の浴室換気扇取付けの単価、機械設備工事の撤去の浴室換気扇の単価について、業者見積は取らないのか。</p> <p>【幹部候補生学校】 ○随意契約 【第1学生隊舎(平成棟)4階内部改修他工事】</p> <p>工事に変更が必要となった原因はどのようなことか。</p> <p>仕様見直しとのことだが、建設当初から予見できなかったのか。</p> <p>【近畿中部防衛局】 ○建設工事 一般競争（政府調達協定対象） 【岐阜（3）評価施設シールド工事】</p> <p>高額の仕事であるが、1者応札となった理由は何か。</p> <p>高落札率になった理由は何か。</p>	<p>低落札率となったのは、換気扇本体の金額及び諸経費が安価であったことが要因と考えている。</p> <p>低入札価格調査は予定価格が1千万円以上の工事が対象となっており、本入札においては、低入札価格調査の条件には該当していないため、同調査は実施していない。</p> <p>貴意のとおりである。</p> <p>浴室換気扇の取付及び撤去の単価については、歩掛による積算が可能であるため、見積は取っていない。</p> <p>石膏ボードの仕様見直しに伴い、設計変更が必要となったものである。</p> <p>当初の段階では、仕様の見直しが必要となることは想定できなかった。</p> <p>本工事は国内外に例のない大規模な電波シールドの工事であり、国内でシールドの施工実績のある限られた企業においても難易度が高く、結果的に1者応札になったのではないかと考えている。</p> <p>本工事は、当方が性能要求を示して行う設計・施工一括発注方式の工事であり、当方の積算は入札参加希望者が作成する設計提案書及び同設計提案書に基づく見積書を査定して行うため、一般的な工事の入札に比べ、高落札率となる傾向にある。</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>【近畿中部防衛局】 ○建設工事 一般競争（政府調達協定対象外） [宇治（3）外灯更新電気工事]</p> <p>落札率が低く、低入札調査が行われているが、調査内容はどのようなものか。</p> <p>低落札になった理由は何か。</p> <p>【東海防衛支局】 ○建設工事 一般競争（政府調達協定対象外） [岐阜飛行場周辺地区（R3）緑地整備工事]</p> <p>低入札率になった理由は何か。</p> <p>積算価格の算出根拠は何か。</p> <p>【近畿中部防衛局】 ○建設コンサルタント業務等 一般競争 [小牧外（3）庁舎改修等設備工事監理業務]</p> <p>1者応札となった理由は何か。</p>	<p>当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれのある者に対する調査は、調査に必要な資料の提出とともに、ヒアリングを行い、契約内容に適合する履行の可否について確認している。</p> <p>調査の結果、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場管理費の軽減理由。 ・工事資材の調達及び工事に係る労務費削減の可能理由。 <p>等が明確となり履行可能と判断されたため、落札者に決定した。</p> <p>本工事は、外灯先端の照明部分をLED照明に取替える比較的施工が容易な工事であり、工事期間も約5か月と短いため多数の応募があり参加しやすい工事であったと推察される。</p> <p>このため、競争性が非常に高まり、低落札率に繋がったのではないかと考えている。</p> <p>当方の積算内訳書と調査対象業者の入札価格に対する内訳明細書を比較し精査したところ、直接工事費、業務管理費及び一般管理費が低額に抑えられたことが要因と考えている。</p> <p>物価誌等の施工パッケージ単価、岐阜県単価及び本省通知)により算出している。</p> <p>本業務は、航空自衛隊小牧基地、陸上自衛隊守山駐屯地及び航空自衛隊岐阜基地の3地区の工事監理を行う業務であるが、業務期間が</p>

	意見・質問	回答
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	積算価格の算出根拠は何か。	15か月と長く巡回による業務であり、会社の利潤が低くなることが見込まれたため、結果的に1者応札になったのではないかと考えている。 工事監理業務等の積算は、当省の「建設工事に係る事業監理業務積算価格算定要領」に基づき算定している。
	【近畿中部防衛局】 ○建設コンサルタント業務等一般競争 [串本外（3）構内通信線路等設備設計] 高落札となった理由は何か。	設計業務費は、国土交通省制定の「官庁施設の設計業務等積算基準」に基づき算定していますが、同積算基準は国土交通省ホームページで広く公表されているため、当方の積算に近い積算が可能であり、結果的に高落札率になったのではないかと考えている。
	積算価格の算出根拠は何か。	本設計業務は、「官庁施設の設計業務等積算基準」に基づき算定しており、直接人件費の基となる、技術者の人工数については、見積りを取って決定している。 また、諸経費及び技術料等経費は、同積算基準の当該算定率により算定している。

2. 談合疑義案件の処理状況について

談合疑義案件	0件	(審議概要)	
工 事	談合情報	0件	なし
	点検結果疑義	0件	
業 務	談合情報	0件	
	点検結果疑義	0件	
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	意見・質問	回答	
	なし	なし	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし		

3. 入札結果の事後的・統計的分析結果について		
審 議 概 要	順位傾向の分析、落札率・応札率の分析等を行った資料を委員に配布	
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	意 見 ・ 質 問	回 答
	なし	なし
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	
4. 再苦情処理（再説明請求回答）		
該当事案なし		

令和3年度 第4回 近畿中部防衛局入札監視委員会審議概要

近畿中部防衛局

開催日及び場所	令和4年2月18日～令和4年3月28日 書類回議
委員	小原 正敏 (弁護士) 北岡 慎太郎 (公認会計士) 滝 明良 (元公正取引委員会職員) 奥 和義 (大学教授) 山本 貴士 (大学院教授)

II 契約実施機関が締結する契約（地方防衛局等が発注する建設工事等を除く。）に関する審議

審議対象期間	令和3年1月1日～令和3年12月31日
審議対象件数	近畿中部防衛局管内の航空自衛隊 4, 383件

1. 入札状況について（入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について）

抽出件数	5件	(審議概要) 入札等の状況について
一般競争	2件	
公募型指名競争	0件	
企画競争	0件	
随意契約	3件	

	意見・質問	回答
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	<p>【抽出案件】 【第2補給処】 ○一般競争 【マイクロSDカード1個外】</p> <p>品目は、一般的なもののようだが、1者しか応札しなかった理由は何か。</p> <p>同種の調達で最近の入札参加者数はどのようであったのか。</p> <p>予定価格作成時には落札者が提出した見積が使用されているが、見積の依頼・提出の状況はどうであったのか。</p>	<p>品目は、一般的な物品（雑貨類）であるが、従来は複数者の参加があったものの、今般の入札においては、①別案件の入札に参加する②見積担当者が業務多忙③年々競争が激化し他者に対抗できる見込みがない等の理由により、入札参加を見送ったとのことであった。</p> <p>なお、次回以降の入札については、参加見込みのある業者がいるので、競争性の拡大に向けた新規参入業者等獲得の努力をしていきたい。</p> <p>本件の入札以降直近の調達では、3者～4者が入札に参加している。</p> <p>見積は4者に依頼したが、落札者以外は、見積の提出が得られなかった。</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>【第1輸送航空隊】 ○随意契約 [空地データリンクサービス]</p> <p>高落札率(100%)については、本仕様を満たせる業者は国内に1者(落札者)のみであり、予定価格も市価調査価格(落札者)しか採用出来ないために、やむを得ないということか。</p> <p>対応可能な事業者は1者であるが、他に参加者がある可能性もあるとして競争入札に付する例も多くある。本件のように1者随意契約に切り替える際の基準ないし考え方はどのようになっているのか。</p> <p>【第2補給処】 ○一般競争 [電気料金(特別高圧電力)(岐阜)]</p> <p>最近の同種の電力調達の価格推移はどのようになっているのか。</p> <p>【第2補給処】 ○随意契約 [PCB廃棄物の処分]</p> <p>本件は、法に基づき中間貯蓄・環境安全事業会社との随意契約とせざるを得ないもので、その点については、疑問はないが、予定価格が落札業者の調査価格に拠っている。価格の公正さを確認するために、他の事業会社の調査価格を採用することは困難であったのか。</p> <p>PCB廃棄物の処理のうち、高濃度PCB廃棄物は、落札者によって処理を行う必要があると思うが、同時に廃棄処理をした「感圧複写紙・シート・手袋」についても高濃度PCB廃棄物に該当するのか。低濃度PCB廃棄物には該当しないのか。仮に、低濃度PCB廃棄物に該当する場合、必ずしも落札者によって処理を行う必要がないと思うが、如何か。</p>	<p>貴意のとおり。</p> <p>過去には入札を実施し、広く業者を募ったものの、参加業者は1者であり、要求部隊及び会計隊の調査の結果、対応可能業者は1者であることがわかったため、指名随契審査会に諮ったうえで随意契約に切り替えたところである。</p> <p>昨今の燃料価格の高騰に伴い、電力単価は令和2年度は「15.8円/kwh」、令和3年度は「16.6円/kwh」、令和4年度については「20.6円/kwh」と年々増加傾向にある。</p> <p>ご指摘のとおり、本来は複数社から調査価格を取得し比較分析した上で、予定価格を決定する必要があると思いますが、本件の場合は高濃度PCB廃棄物処理が可能であるのは落札者以外になく、他の事業者から調査価格を取得することはできなかった。</p> <p>高濃度又は低濃度PCB廃棄物は業者による選定を事前に実施しており、「感圧複写紙・シート・手袋」については高濃度PCB廃棄物として整理され処理を行いました。仮に低濃度PCB廃棄物に該当する場合には、都道府県知事等許可を受けた者であれば落札者でなくても処理は可能である。</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>落札者と随意契約する具体的な理由はなにか。</p> <p>【幹部候補生学校】 ○随意契約 [新型コロナウイルスTMA法検査]</p> <p>1者応募、高落札率(100%)になった理由として、「緊急調達に求められており、競争入札に付するために必要な期間を確保できない」とされ、予定価格も市価調査1者しか採用出来ないために、やむを得ないということか。</p> <p>他府県の隊で、TMA法で迅速に判定したい場合、今回のように複数の実施可能機関が存在しない場合は、その都度、随意契約審査を実施する必要があるということか。速やかに実施するという性格上、手順の簡略化があっても良いのではないか。</p>	<p>PCBは分解されにくく、放置されると野生生物の体内に取り込まれて有害な影響を及ぼすなど、地球規模の汚染が広がることが知られている。平成13年7月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」の制定により、国策会社の落札者によって処理を行うこととされ、同事業者との随意契約に至っている。</p> <p>一回のTMA法検査で全学生を検査でき、かつ最短5日で検査結果を出すことが可能であるのは奈良県内では1社しかなかったところである。</p> <p>通常は、予算決算及び会計令に基づき一般競争入札を行うこととなるが、緊急性のある場合等で随意契約が妥当と判断される場合は、基地に設置された指名随契審査会の審議を経て、その結果を契約担当官に助言することとされている。</p>
<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p>	<p>特になし</p>	